

□税の申告日時・会場

申告の種類	日時(いずれも土・日曜日、祝日を除く)	会場	問合せ先
市・道民税の申告	2月16日(火)～29日(月) 午前9時30分～午後4時	コミュニティプラザ (有明町南1)	市税務課 市民税グループ
	3月1日(火)～15日(火) 午前9時～午後5時	市役所本庁	
<p>○申告がない場合は、所得・課税証明書を発行できないことや、国民健康保険料、介護保険料などの軽減を受けられないことがあります</p> <p>○コミュニティプラザの申告期間中は、市役所本庁で申告を受け付けできません</p> <p>○コミュニティプラザに隣接するコミュニティ西駐車場は、30分を超える駐車は有料です。できるだけ、公共交通機関をご利用ください</p> <p>○高齢や障がいのある方で、期間中、申告会場に来ることが困難な方は、郵送で申告書を提出することもできます。詳しくはお問い合わせください</p> <p>他会場での受付日程など詳しくは、広報いわみざわ1月号の折り込みチラシをご覧ください。</p>			
所得税の確定申告	2月16日(火)～3月15日(火) 午前9時～午後5時	岩見沢税務署(2東4)	岩見沢税務署 ☎22局0810
申告期限間近になると、大変混雑します。申告書は「前年の申告書控」や「確定申告の手引き」などを参考に作成し、税務署の窓口や郵送で早めに提出しましょう 申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます			
所得税の還付申告	随時 午前9時～午後5時		
贈与税の申告	3月15日(火)まで 午前9時～午後5時		
個人事業者の消費税・地方消費税の申告	3月31日(木)まで 午前9時～午後5時		
個人事業税の申告	3月15日(火)まで 午前9時～午後5時	空知総合振興局 (8西5)	空知総合振興局 課税課事業税間税係 ☎20局0050

かんたん便利な
e-Tax の利用を

click!
e-Tax 検索

自宅のパソコンから確定申告が簡単にできます。

税理士会による 還付申告の無料相談

日時 2月20日(土) 午前10時～午後3時
対象 給与所得者、年金受給者などで医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告をする方や年末調整をしていない方
会場 まなみーる市民会館(9西4)
問合せ先 北海道税理士会岩見沢支部(4西9 佐藤彰一税理士事務所内)
☎22局4353

◇
◇

どうでしたか？今まで関係ないと思っていただけ、実は申告が必要だった！という方もいるのではないのでしょうか。
わからないことがあれば、税理士会による還付申告の無料相談や、税理士による税の相談(すこやかカレンダー下部に記載)もありますよ。市税務課や岩見沢税務署へもお気軽にお問い合わせください。
私たちの生活を守るための大切な税金。市は、これからも税の適切な活用に取り組んでいきます。

申告ってどんなもの？

確定申告とは

所得税の確定申告は、前年1年間(1月1日から12月31日)の所得を確定させ、税金を申告するというものです。会社員の方で、会社が年末調整してくれる方や、公的年金などを受給している方で、受給額が400万円以下かつそれ以外の所得金額が20万円以下の方などは、基本的に確定申告の必要はありません。それに対し、個人事業主は基本的に自分で確定申告を行う必要があります。

市・道民税の申告とは

市・道民税の申告は、1年間の所得からその翌年度の税額を計算するために行うものです。例えば平成28年度の税額は、平成27年の所得を基に計算されます。

次に該当する方は市・道民税の申告が必要です。

- 平成28年1月1日現在、市内に居住しており、平成27年中に給与、年金、家賃等の収入があった方(年金収入のみの場合、65歳以上は152万円超、65歳未満は102万円超の方)
ただし、1か所からの給与所得のみで、支払者から給与支払報告書が市に提出される方(その他の控除を追加しない方)は、申告の必要はありません。
- 非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみの方や所得のない方で次に該当する方
 - ・市の国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者
 - ・市の介護保険の被保険者(65歳以上の方)
 - ・国民年金保険料の免除申請をしている方
 - ・所得証明や課税証明を必要とする方

所得税の確定申告をする方は、その内容に基づいて市・道民税が計算されるので、市・道民税の申告は必要ありません。他にも、前年に所得がなく、市内に住む家族の扶養に入っていた方なども、市・道民税の申告が必要ありません。

詳しくは、市ホームページからダウンロードできる「市税のしおり」をご覧ください。

申告に必要なもの

- 印鑑
- 給与や年金などの源泉徴収票(原本)
- 収入や必要経費を集計した書類(収支内訳書など)
- 各種控除の証明書(医療費・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・各種社会保険料・寄附金などの領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書) 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- 還付申告の場合は振込先口座番号
申告時間短縮のため、医療費などの領収書は、事前に各自で集計しておいてください。

要介護認定者の障害者控除

障害者手帳などの交付を受けていない方でも、介護保険法の要介護認定者で、平成27年12月31日現在の状態が、一定の基準に該当する方は、所得税と市・道民税の障害者控除を受けることができます。

要介護認定者が、必ずしも控除の対象になるとは限りません。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 市高齢介護課介護保険グループ

福沢諭吉の「学問のすゝめ」
「天は人の上に人を造らずといえり」の一文で有名な福沢諭吉の、学問のすゝめ」では、税金について次のように述べられています。
「政府は法令を設けて悪人を制し、善人を保護す。これすなわち政府の商売なり。この商売をなすには莫大の費えなれども、政府には米もなく金もなきゆえ、百姓・町人より年貢・運上を出だして政府の勝手方を賄わんと、双方一致のうね相談を取り極めたり。これすなわち政府と人民との約束なり。」
福沢諭吉は、税金を「約束」と表現しています。この約束を守ることによって、個人を力だけではとても賄えないような、安心・安全のための公共サービスを受けられることができるのだ、という考えが、明治時代の初頭から考えられていたのは驚きですね。